

○国土交通省令第 号

道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十三号）の一部及び道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第 号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第三項並びに第三十九条の三第二項第三号、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第七項、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第十四条第一項及び第二項並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の三の三第二項の規定に基づき、並びに道路法及び道路法施行令を実施するため、道路法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

道路法施行規則等の一部を改正する省令

（道路法施行規則の一部改正）

- 第一条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。
- 第四条の四の八中「第三十三条第二項第一号」を「第三十三条第二項第二号」に改める。
- 第四条の四の九中「第三十三条第二項第二号」を「第三十三条第二項第三号」に改める。
- 第四条の五の二を第四条の五の五とし、第四条の五の次に次の三条を加える。

(占有入札を実施することが道路の管理上適切でない場所)

第四条の五の二 法第三十九条の二第三項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、道路の新設、改築又は修繕に関する工事が予定されている場所
- 二 法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所
- 三 その他国土交通大臣が定める場所

(入札占有計画の記載事項)

第四条の五の三 法第三十九条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 入札対象施設等を設置するため道路を占有しようとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日、性別その他必要な事項
- 二 入札対象施設等を設置するため道路を占有しようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日、性別その他必要な事項
- 三 入札対象施設等を設置する予定期間
- 四 法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占有入札を行う場合におい

ては、占用料の額

五 その他道路管理者が必要と認める事項

第四条の五の四 道路管理者は、令第十九条の三の三第二項及び第三項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第四条の十六中「第三十五条の三第一号」を「第三十五条の四第一号」に改める。

（道路整備特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 法第八条第七項の国土交通省令で定める事務は、次に掲げるものとする。ただし、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が占用入札を実施する場合であつて、会社及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）が占用入札に参加しようとする者となることが見込まれるときは、この限りでない。

一 道路の占用の許可に係る申請書の記載事項の確認

二 占用入札のための調査

三 前二号に掲げるもののほか、法第八条第一項第十四号又は第十六号から第十九号までの規定により機構が高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

（開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正）

第三条 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（開発道路に係る占用料の額の最低額）

第四条の二 開発道路に係る占用料の額の最低額の下限の額については、第三条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同条第六号中「前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最

低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

(高速道路事業等会計規則の一部改正)

第四条 高速道路事業等会計規則(平成十七年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「に整理し」を「と受託業務費用とに区分し」に改める。

別表第一中

「 受託業務前払金 」			受託業務(高速道路事業を除く。)における前払金で、未だ精算が行われていないもの	を
「 高速道路事業前払金 受託業務前払金 」			高速道路事業に計上される受託業務に係る前払金で、未だ費用に計上されていないもの	に
「 受託業務前受金 」			受託業務にかかる費用又は負担金の受入額	を
「 高速道路事業前受託業務前受金 」			高速道路事業受入額において、未だ収益に計上される費用又は負担金の	に

受託業務前受金			受託業務（高速道路事業を除く。）に係る費用又は負担金の受入額で、未だ収益に計上されないもの]
「	道路資産完 成高		高速道路事業により建設した道路等の譲渡高]
「	道路資産完 成高 受託業務収 入	直轄事業 の受託入 の収入	高速道路事業により建設した道路等の譲渡高 高速道路事業における受託業務に係る収入]
「		直轄事業 の受託入 の収入	直轄事業受託に係る収入 上記以外の受託に係る収入]
「		直轄事業 の受託入 の収入	直轄事業受託業務に係る収入 上記以外の受託業務に係る収入]

		受託業務 受取人	
「	(何用) 事業営業 費		兼業に係り、営業費用は例 示であり、営業費用(兼業に 係る)を定でできる。営業 費用は例示
「	(何用) 事業営業 費	(受託業務 費用)	高速道路事業における受託 業務に係る営業費用は例 示 兼業に係り、営業費用(兼 業に定でできる)は例示
「		受託業務事 業費	直轄事業受託に係る営業 費用
「			業務の 事業費 の他 の業務 の受託 の受事 に 係る 営業 費用
「		受託業務費 受用	上記以外の受託に係る営業 費用

	業務 事務 の 他 業務 の 費用 受 託 用	業務 事務 の 費用 受 託 用	業務 事務 の 費用 受 託 用
直轄事業受託業務に係る営業費用			
直轄事業受託業務に係る営業費用			
上記以外の受託業務に係る営業費用			

改める。

別表第二第1号様式中「受託業務前払金	××」	「高速道路事業受託業務前払金	××	」
		受託業務前払金	××	」

「受託業務前受金	××」	「高速道路事業受託業務前受金	××	」
		受託業務前受金	××	」

道路資産完成高	××」	「道路資産完成高	××	」
		受託業務収入	××	」
		「管理費用	××	」
		受託業務収入	××	」

費用	××	「受託業務事業費	××	」
業務費用	××	受託業務費用	××	」

表第8号様式中「道路資産完成高	××	「道路資産完成高	××	」
		受託業務収入	××	」

「2. 営業外費用」を「受託業務費用」に改める。

2. 営業外費用

」

別表第三中「町営道路事業経費」の下に「、町営道路事業収益事業経費」を加える。

附 則

この省令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。